

令和6年4月から 相続登記の申請が義務化されます

あなたがお持ちの森林の土地の相続登記はお済みですか？

- ✓ 令和6年4月から、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請を行うことが義務になります。
- ✓ 法施行より前に相続した不動産も、義務化の対象です。
- ✓ 新たに設けられる「相続人申告登記制度」により、早期に遺産分割をすることが困難な場合には、申請義務を簡易に履行することができるようになります。

お問い合わせ先

- 制度や手続きの詳細については、法務省Webサイトを
ご覧ください。

相続登記の義務化の詳細について(法務省Webサイト) ▶

